

令和7年度

富 士 宮 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

令和7年6月11日 開会

令和7年6月11日 閉会

令和7年6月11日午後1時00分富士宮市農業委員会会長村松義正は、富士宮市農業委員会総会を富士宮市役所全員協議会室に招集する。

委員定数 19 名

出席委員 17 名

農業委員出席委員

1 番 脇 坂 英 治	2 番 赤 池 信 敏	3 番 桑 原 康
4 番 村 松 義 正	5 番 佐 野 守	6 番 杉 山 弘 子
7 番 竹 川 篤 志	9 番 佐 野 むつみ	10 番 牧 澤 邦 彦
11 番 渡 邊 勝 彦	12 番 佐 藤 文 雄	13 番 荻 真 教
14 番 土 井 一 彦	16 番 富 永 政 則	17 番 篠 原 兼 義
18 番 樋 口 公 孝	19 番 近 藤 千 鶴	

欠席委員

8 番 中 島 由美子 15 番 後 藤 文 隆

農地利用最適化推進委員出席委員

1 番 土 井 治	2 番 塩 川 金 彦	3 番 佐 野 耕 三
4 番 石 川 哲 郎	5 番 佐 野 潔	6 番 小 林 寿 恵
7 番 渡 井 將 文	8 番 加 茂 光 崇	9 番 青 木 秀 道
10 番 有 賀 文 彦	11 番 原 田 徳 行	12 番 清 利 之

欠席委員

13 番 金 田 壮 市

事務局職員

(併) 事務局長	野 毛 裕紀子	次長兼振興係長	保 坂 伸 次
主 任 主 査	押 尾 貞 治	主 査	池 田 幸 司
会計年度任用職員	大 原 勝		

事務局 保坂次長兼振興係長

皆様、お疲れさまでございます。

会議に入る前に、報告を1件させていただきます。

本年6月2日に開催されました令和7年度富士宮市市政功労者表彰式におかれまして、本農業委員会の桑原康農業委員が、農業研究者として産業の振興に貢献されたということで、敬意を表し産業功労者として表彰されましたことを御報告させていただきます。

桑原委員、誠におめでとうございます。

3番 桑原 康委員

皆さんのおかげで功労賞なんていただきまして、ありがとうございます。

もうそろそろ事業継承しろよということだと思うんですけど、今、準備してますので、引き続きよろしくお願いします。

〔拍手〕

事務局 保坂次長兼振興係長

桑原委員、おめでとうございます。

会長、よろしくお願いいたします。

議長 会長（以下同じ）

それでは、始めたいと思います。

本日はお忙しい中、農業委員会総会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。本日は、多くの審議案件・検討事項、会議終了後に一部委員による打ち合わせなどがあり、終了時間が遅くなることが想定されますので、速やかな会議進行に御協力くださるようお願いいたします。

それでは、会議に入る前に、本日欠席の連絡がありましたので、報告いたします。

8番、中島由美子委員、15番、後藤文隆委員より欠席の報告がありました。

出席委員が定足数に達しておりますので、本会議は成立しております。

これより、本日をもって招集されました富士宮市農業委員会総会を開会いたします。

議事に先立ちまして、農地法の規定による申請（届出・許可）について取下・取消願の処理状況を事務局に報告させます。

事務局よりお願いします。

事務局 押尾主任主査

事務局です。本日配付いたしました、令和7年5月13日から令和7年6月10日までの、農地法の規定による申請（届出・許可）について取下・取消願の処理状況を御覧ください。

第1項について、所在地等は議案のとおりです。令和7年5月2日農地法第5条届出、受理番号第39号で受理しておりましたが、都合により、令和7年5月21日に取消願が提出されました。

続きまして、第2項について、所在地等は議案のとおりです。令和7年5月20日農地法第3条許可申請、受付番号第41号で受付しておりましたが、都合により、令和7年6月9日に取下願が提出されました。

第3項について、所在地等は議案書のとおりです。令和7年5月20日農地法第3条許可申請、

受付番号第４２号で受付しておりましたが、都合により、令和７年６月９日に取下願が提出されました。

報告は、以上です。

議長

処理状況であります。質疑があれば質疑を許します。

御質疑ある方の挙手をお願いします。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。会期は本日一日と決定したいと存じます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

御異議なしと認めます。よって会期は、本日一日と決定いたします。

次に、会議録署名人の指名についてを議題といたします。

お諮りいたします。会議録署名人は、１０番、牧澤邦彦委員、１１番、渡邊勝彦委員を指名することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

御異議なしと認めます。よって会議録署名人に、１０番、牧澤邦彦委員、１１番、渡邊勝彦委員を指名いたします。

本日の議事日程は、目次のとおり報第２３号から議第２６号です。

初めに、報第２３号から報第２８号まで、一括して事務局から報告させます。

事務局よりお願いいたします。

事務局 大原会計年度任用職員

事務局です。それでは、令和７年４月２１日から令和７年５月２０日までの受理分について、報告いたします。

まず、議案の１ページから２ページを御覧ください。朗読します。

報第２３号 農地返還通知書の受理について

農地の使用貸借権の合意解約がなされたことの通知があったので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、使用貸借契約の合意解約による通知が、６件提出されました。

続きまして、議案の３ページから４ページを御覧ください。朗読します。

報第２４号 農地法第１８条第６項の規定による通知書の受理について

農地の賃借権の合意解約がなされたことの農地法第18条第6項の規定による通知書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、賃貸借契約の合意解約による通知が、4件提出されました。

続きまして、議案の5ページを御覧ください。朗読します。

報第25号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

農地の権利を取得したことの農地法第3条の3第1項の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、2件の届出が受理されました。

続きまして、議案の6ページを御覧ください。朗読します。

報第26号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出書の受理について

農地を農地以外のものにしようとする農地法第4条第1項第7号の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、2件の届出を受理いたしました。

続きまして、議案の7ページから9ページを御覧ください。朗読します。

報第27号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の受理について

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権の移転又はその他の権利を設定しようとする、農地法第5条第1項第6号の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、8件の届出を受理しました。

続きまして、議案の10ページから11ページを御覧ください。朗読します。

報第28号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況について

租税特別措置法第70条の6第1項の規定により、相続税の納税猶予の適用を受けていた特例農地について、期間が満了するのにあたり当該特例農地の利用状況を富士税務署に通知したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、2件の利用状況を通知いたしました。

報告は、以上のとおりです。

議長

ただいま事務局から報告がありましたが、ここで一括して質疑を許します。

御質疑のある方の挙手をお願いします。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。よって報第23号から報第28号まで、報告済みとします。

次に、議第21号「農地法第3条第1項の規定による許可決定について」を議題といたします。

事務局に、議案の朗読及び説明をさせます。

事務局、お願いいたします。

事務局 押尾主任主査

事務局です。

議第21号 農地法第3条第1項の規定による許可決定について

農地の所有権の移転又はその他の権利を設定・移転しようとする、農地法第3条第1項の規定による許可申請が次のとおりあったので審議を求める。

議案の第1項及び第2項は、取下となりました。

続きまして、第3項及び別冊航空写真は2ページを御覧ください。朗読します。

申請地は杉田で、ミニストップ富士宮杉田店の北に位置する農地です。

受人は杉田にお住まいで、渡人は議案書のとおりです。売買契約になります。

受人は新規就農になります。現在、申請地の近隣に住んでおり、申請地も実家の隣となることから、父母と一緒に技術を習得しながら営農をする予定です。

受人は、ハウレンソウ、カボチャ、スイカなどを栽培する計画です。

受人の許可後耕作面積は1,582平方メートルとなり、稼働人員は4名です。

第4項及び別冊航空写真は3ページを御覧ください。

申請地は下条で、妙蓮寺の北に位置する農地です。

受人は下条にお住まいで、渡人は議案書のとおりです。売買契約となります。

受人は令和5年12月から当該申請地を借りて営農していましたが、このたび、借りていた農地を取得し営農したいため、申請に及んだものです。

受人は、大根、落花生、枝豆などを栽培する計画です。

受人の許可後耕作面積は6,382.91平方メートルで、稼働人員は2名です。

続きまして、第5項及び別冊航空写真は4ページを御覧ください。

申請地は下条で、法善寺の東に位置する農地です。

受人は猫沢にある農地所有適格法人で、渡人は議案書のとおりです。売買契約となります。

受人は申請地を借りて営農をしておりましたが、5月31日に使用貸借契約の満期を迎えたことから、このタイミングで借りていた農地を所有して引き続き営農するため、申請に及んだものです。

受人は、米、小麦、サツマイモなどを露地野菜を栽培する計画です。

受人は、富士宮市と長野県で営農しており、許可後耕作面積は、富士宮市と長野県大町市を合わせて18万938.82平方メートルで、稼働人員は、両市合わせて19名となります。

続きまして、第6項及び別冊航空写真は5ページを御覧ください。

申請地は馬見塚で、外神陽光園の北西に位置する農地です。

受人は富士市中之郷にお住まいで、渡人は議案書のとおりです。使用貸借契約になります。

受人は新規就農になりますが、高校在学中に農業の実習専攻をしており、野菜の基礎知識、栽培

方法等を実施を交えながら習得していることから、このたび、自分で実践したいと思い、申請に及んだものです。

受人は、落花生、里芋、タマネギなどを栽培する計画です。

受人の許可後耕作面積は727平方メートルとなり、稼働人員は1名です。

続きまして、第7項及び別冊航空写真は6ページを御覧ください。

申請地は精進川で、上条上区区民館の西に位置する農地です。

受人は精進川にお住まいで、渡人は議案書のとおりです。売買契約になります。

受人は、現在、家族とともに精進川で営農しており、このたび、規模拡大を目的として申請に及んだものです。

受人は、水稻のほか、白菜や大根などを栽培する計画です。

受人の許可後耕作面積は2,851平方メートルとなり、稼働人員は2名です。

続きまして、第8項及び別冊航空写真は7ページを御覧ください。

申請地は半野で、半野区民館の東に位置する農地です。

受人は大岩にお住まいで、渡人は議案書のとおりです。売買契約になります。

受人は新規就農となりますが、渡人が耕作できないことから知人を通して話があったことを縁として、今回の申請に及んだものです。

受人は、地域の人に指導を受けながら、申請地で既に植えられている梅及びキュウリ、ジャガイモなどを栽培する計画です。

受人の許可後耕作面積は960平方メートルとなり、稼働人員は1名です。

以上、第3項から第8項の申請について、農地法第3条第2項各号の許可しない要件には該当せず、問題ないと判断しました。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただいまの上程議案のうち、3項、6項及び8項について、担当委員の調査報告をお願いします。
7番。

7番 竹川篤志委員

ただいま審議中の第3項の調査結果について、報告いたします。

6月5日、午後2時、受人の母親、事務局、私の3人で会い、話を聞きました。

申請地は、畑として多少雑草の繁茂が見られるものの、現状、耕作されております。

受人は新規就農者ではありますが、受人の両親が保有する畑、茶畑等で手伝いの経験もあり、今回の申請地についても、ハウレンソウ、カボチャ、スイカ等の栽培を計画しており、当該圃場も自宅隣接地であり、周辺地域における影響や農地の効率的な利用に問題がありません。

また、受人は、農機具の保有や受人以外の労働力が確保され、受人母の技術指導もあり、申請のとおり問題ありませんので、御審議のほどお願いします。

以上です。

議長

14番。

14番 土井一彦委員

ただいま審議中の第6項について、調査結果を報告いたします。

6月6日、午前9時半に、本人と、農協の職員、渡井推進委員、事務局2名で、現地で会い、話を聞きました。

本人の祖父が、富士の大淵で耕運機等の農機具を保有しており、本人も、学校の頃から農作業の経験があるということで、また、許可後、落花生等を栽培する計画で、申請書のとおり問題ありませんので、御審議のほどよろしくをお願いします。

以上です。

議長

2番。

2番 赤池信敏委員

ただいま審議中の第8項の調査結果について、報告いたします。

6月6日、午後2時、受人、代理人行政書士、農業委員会事務局1名、佐野むつみ委員、私で、申請地で会い、話を聞いてまいりました。

申請地は、畑として現状も一部耕作されております。

今回の申請地についても、キュウリ、ミニトマト、白菜、ジャガイモの栽培を計画しており、今後は、全て耕作していく予定です。

周辺地域における影響や、農地の効率的な利用に問題ありません。

また、農機具の保有や労働力は確保され、新規就農なので、近隣農家の助言を聞きながら耕作していくと申しておりまして、申請書のとおり問題ありませんので、御審議のほどお願いいたします。

以上です。

議長

ありがとうございました。

それでは、質疑を許します。御質疑のある方の挙手をお願いいたします。

〔挙手あり〕

議長

19番。

19番 近藤千鶴委員

5項でもいいですか。

議長

今じゃなくて、その中の。前の。

19番 近藤千鶴委員

すみません。13ページの5項なんですが。下条の、このことも聞いてもよろしいでしょうか。

議長

はい。どうぞ。

19番 近藤千鶴委員

大丈夫ですか。

議長

はい。

19番 近藤千鶴委員

先ほど事務局が御説明なさったのは、これ、売買というふうに聞いたような気がしたんですけど。でも、ここを見ますと贈与になっているんですが。この2,056平米っていうと、約300坪ぐらいあるのかしら。いやいや、2,000っていうと、600坪ぐらいですかね。そこが贈与で贈られたということですよね。

長野県と静岡県で18万平米あるということなんですけど。今、この静岡ではどのぐらいあるんですかね。ちょっとその辺のところが気になったのものですから。

売買ではなくて、贈与でよろしいんですか。

議長

事務局。

事務局 押尾主任主査

事務局です。すみません。こちらは贈与になります。

今、委員から御質問がありました農地の内訳でございますけれども、両市合わせて約18万平方メートルとなりますけれども、そのうち、富士宮市にある農地面積が約11万5,000平方メートル、長野県大町市の面積が約5万1,000平方メートルとなっております。

19番 近藤千鶴委員

かなりすごく大きなあれだなって。ちょっと前々から気になっていたものですから。

今、結構ですね、いろんなところに大きく拡大してきておりますのでね。ぜひ農業委員としてですね、しっかりと私たちは関心を持っていくことが必要かななんて思ったものですから、ちょっと質問させていただきました。

皆さん、よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

ほかにございますか。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。議第２１号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。よって第２１号は原案のとおり処理することに決定しました。

次に、議第２２号「非農地証明書の審議について」を議題といたします。

事務局に、議案の朗読及び説明をさせます。

事務局、お願いします。

事務局 押尾主任主査

事務局です。議案の１５ページを御覧ください。朗読します。

議第２２号 非農地証明申請の審議について

土地登記簿の地目が農地になっている土地であって、その現状が農地以外になっているものについて、証明申請が次のとおりあったので審議を求める。

第１項及び別冊航空写真は８ページを御覧ください。

申請地は下条で、上野小学校の西に位置する農地です。

線引き前から申請地上に建築物が建築されており、１０年以上前から長期間、宅地化していることが確認できます。現地の状況から、農地への復元も困難であるため、非農地として扱って差し支えないと判断しました。

申請地は物置が建築されており、隣接する住宅兼旅館と一体で利用されていた状況であり、都市計画法上の許可も、線引き前宅地として問題はありません。

第２項及び別冊航空写真は９ページを御覧ください。

申請地は半野で、半野区民館の南に位置する農地です。

線引き前から申請地上には住宅が建築されており、１０年以上前から長期間、宅地化していることが確認できます。農地への復元も困難であるため、非農地として扱って差し支えないと判断しました。

住宅の敷地として使用されており、都市計画法上の許可も、線引き前宅地として問題はありません。

第３項及び別冊航空写真は１０ページを御覧ください。

申請地は長貫で、中部電力長貫発電所の北に位置する農地です。

平成９年月日不詳ですが、隣地から雑木、竹などが境界を越えて繁茂し、山林に浸食され、現在

に至ったものです。１０年以上前からの長期間、山林化していることが確認でき、農地への復元も困難であるため、非農地として扱って差し支えないと判断しました。

説明は、以上です。

議長

ただいまの上程議案について、担当委員の調査報告をお願いします。

１４番。

１４番 土井一彦委員

ただいま審議中の、第１項について御説明します。

６月６日、１０時、渡井推進委員、事務局２名と、本人代理の行政書士と会い、説明を受けました。上野小学校西側で、申請者の父が昭和４０年当時から申請地に物置きを建て、利用して、現在に至っているものです。都市計画上も申請書のとおり問題ないと思いますので、御審議のほどよろしくをお願いします。

議長

９番。

９番 佐野むつみ委員

ただいま審議中の、第２項の調査結果について報告します。

６月６日、午後１時半頃より、申請人の母親、行政書士、農業委員２名、また、事務局２名の６人で現地調査を行い、聞き取りをしました。

申請地は、昭和３７年頃より住宅を建築し、現在まで宅地として利用していますが、線引き前の宅地のため、都市計画法上、問題なく許認可されております。

事務局の説明どおり問題ありませんので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

議長

１９番。

１９番 近藤千鶴委員

ただいま審議中の議第２２号、第３項について報告させていただきます。

６月６日、午後３時、現地にて、申請人２人、事務局２人、農業委員の佐藤氏と私とで、現地調査をいたしました。

事務局の報告どおり、森林、原野化して、復元不可能と判断いたしました。

皆さん、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

それでは質疑を許します。

質疑のある方の挙手を求めます。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。

議第２２号は原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。よって議第２２号は、原案のとおり処理することに決定しました。

次に、協第６号「農用地利用集積等促進計画に関する意見聴取について」を協議いたします。

事務局に、議案の朗読及び説明をさせます。

事務局、よろしくお願いします。

事務局 大原会計年度任用職員

事務局です。本日机上に配付しております「農用地利用集積等促進計画に関する意見聴取について」と題された議案を御覧ください。朗読します。

協第６号 農用地利用集積等促進計画に関する意見聴取について

令和７年６月９日付け富農第４６１号で農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項に基づき意見を求められた富士宮市農用地利用集積等促進計画について、意見を伺う。

それでは、議案をめぐっていただきまして、４ページの富士宮市農用地利用集積等促進計画第１項を御覧ください。第１項から順に説明いたします。

それでは、第１項。受人は議案書のとおりで、使用貸借権設定です。水稻を栽培し、設定期間は１０年で、新規になります。移転後経営面積は１万５，３２７．５２平方メートルになります。

第２項を御覧ください。受人は議案書のとおりで、賃借権設定です。飼料作物を栽培し、設定期間は７年５カ月で、新規になります。移転後経営面積は７万７，１５１平方メートルになります。

第３項を御覧ください。受人は議案書のとおりで、使用貸借権設定です。水稻を栽培し、設定期間は１０年で、新規になります。移転後経営面積は１万１，８２４平方メートルになります。

第４項及び第５項は同一受人による案件のため、まとめて説明いたします。

受人は議案書のとおりで、使用貸借権設定です。飼料作物を栽培し、設定期間は１０年で、新規になります。移転後経営面積は６万９，９６８．８２平方メートルになります。

第６項を御覧ください。受人は議案書のとおりで、使用貸借権設定です。花木を栽培し、設定期間は１０年で、新規になります。移転後経営面積は４万８，０３２．７６平方メートルになります。

第７項を御覧ください。受人は議案書のとおりで、使用貸借権設定です。野菜を栽培し、設定期間は１０年で、新規になります。移転後経営面積は６万５，４０４平方メートルになります。

第8項を御覧ください。受人は議案書のとおりで、使用貸借権設定です。野菜を栽培し、設定期間は10年で、新規になります。移転後経営面積は6,527平方メートルになります。

第9項を御覧ください。受人は議案書のとおりで、使用貸借権設定です。野菜を栽培し、設定期間は10年で、新規になります。移転後経営面積は1万559平方メートルになります。

続きまして、第10項から第12項までは同一受人による案件のため、まとめて説明いたします。

受人は議案書のとおりで、使用貸借権設定です。野菜を栽培し、設定期間は、第10項及び第12項が5年6カ月、第11項が10年で、いずれも新規になります。移転後経営面積は3,523平方メートルになります。

第13項を御覧ください。受人は議案書のとおりで、使用貸借権設定です。野菜を栽培し、設定期間は5年で、再設定になります。移転後経営面積は8,252平方メートルになります。

第14項及び第15項は同一受人による案件のため、まとめて説明します。

受人は議案書のとおりで、使用貸借権設定です。野菜を栽培し、設定期間は10年で、新規になります。移転後経営面積は2万1,193.70平方メートルになります。

第16項及び第17項も同一受人による案件のため、まとめて説明いたします。

受人は、議案書のとおりで、使用貸借権設定です。野菜を栽培し、設定期間は10年で、新規になります。移転後経営面積は12万6,676.56平方メートルになります。

続きまして、最後の13ページ。

「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（配分のみ）」について」を御覧ください。

こちらは、配分のみ計画となります。中間管理機構に貸付されましたが、その後、借主の解約等により返還されたため、新たな貸付先として計画されたものになります。

第1項を御覧ください。受人は議案書のとおりで、使用貸借権設定です。野菜を栽培し、設定期間は2年4カ月となります。

第2項及び第3項は同一受人による案件のため、まとめて説明いたします。

受人は議案書のとおりで、使用貸借権設定です。野菜を栽培し、設定期間は5年6カ月となります。

第4項及び第5項も同一受人による案件のため、まとめて説明します。

受人は議案書のとおりで、使用貸借権設定です。水稻を栽培し、設定期間は4年となります。

以上、農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第5項の要件に照らし合わせたところ、特に問題は見受けられませんでした。

以上で、説明を終わります。

議長

それでは、質疑を許します。

御質疑はございませんか。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決をします。

協第6号は原案のとおり処理することに、賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。よって協第6号は、原案のとおり処理することに決定しました。

次に、報第29号、令和6年度富士宮市農業委員会事業報告についてと議第23号、令和7年度富士宮市農業委員会事業計画については関連がありますので、一括して審議いたします。

事務局に、議案の説明をさせます。

お願いします。

事務局 保坂次長兼振興係長

事務局です。「報第29号 令和6年度富士宮市農業委員会事業報告書」というピンク色の冊子を御覧ください。

これを全て読み上げると大分時間がかかりますので、割愛させていただきながら説明させていただきます。

まず、1ページを御覧ください。

農業委員会の構成であります。農業委員の数は19、農地利用最適化推進委員の数は13で、合計32人です。

次に、事務局です。事務局は、局長1人、次長1人、振興係4人で、計6人体制でありました。

次に、(3) 決算です。一般会計の農業委員会費になります。予算額は4,699万円でした。支出済額は4,627万3,303円になりました。

次に、2ページを御覧ください。

農業委員会総会、それと、最適化推進会議の開催状況となります。6年度は12回開催いたしました。総会議案の報告数は59、議案は63です。審議件数は147件です。出席人員は、延べ農業委員は214人、推進委員は138人となりました。

続きまして、3ページを御覧ください。

6年度に行われました研修会等について説明いたします。

開催日時は、令和6年5月29日から30日に、全国農業委員会会長大会、それと、現地視察がありました。場所は、東京の文京シビックホール。現地視察は、厚木市都市農業支援センターで行われました。研修内容は書かれているとおりですので、御確認ください。

次に、6月21日です。静岡県農業会議・第127回通常総会が、静岡市の産業会館で行われま

した。

次に、7月5日です。富士地区農業委員会協議会総会議案ということで、書面議決をさせていただきました。同日、農業委員会会長・事務局長会議が、静岡市でありました。

次に、8月2日です。地区別農地利用最適化推進研修会。これには、農業委員・推進委員、計17名が参加していただきました。

次に、4ページを御覧ください。

9月4日、地区別女性農業委員・推進委員研修会が、掛川市のキウイフルーツカントリーJAPANでありました。

次に、9月26日に、農業者年金加入推進特別研修会。静岡市のグランシップでありました。

次に、11月13日には、しずおか農業委員会女性の会第16回総会が行われました。

次に、11月28日には、全国農業委員会会長代表者集会。東京の文京シビックホールで行われました。

最後に、3月5日、女性の農業委員会活動推進シンポジウム。東京の砂防会館で行われました。

続きまして、5ページ、農地法第3条許可申請月別処理状況について説明いたします。

令和6年度につきましては計86件で、農地の権利移転の合計面積は27万1,700平方メートルでありました。

前年度比で、件数は4件の減、面積は8万4,135平方メートルの増となりました。

次に、6ページを御覧ください。

農地法第4条許可申請月別処理状況であります。

6年度の計につきましては、5件です。転用面積、転用合計面積につきましては、1万1,208平方メートルです。

前年度比で、件数は3件の減、面積は1,365平方メートルの増となりました。

続きまして、7ページです。

農地法第5条許可申請月別処理状況について説明します。

6年度につきましては、26件です。転用合計面積は1万4,124平方メートルです。

前年度対比で、件数は34件の減、面積は3万4,274平方メートルの減となりました。

次に、8ページを御覧ください。

農地法第3条の3第1項の届出書受理月別処理状況について説明します。

6年度の合計は50件です。前年度対比で、1件の増となりました。

次に、9ページを御覧ください。

農地法第4条届出月別処理状況になります。

令和6年度の合計件数は33件です。転用合計面積は1万5,069平方メートルです。

前年度対比で、件数は1件の減、面積は503平方メートルの減となりました。

続きまして、10ページです。

農地法第5条届出月別処理状況です。

6年度の計は131件で、転用合計面積は7万3,174平方メートルです。

前年度対比で、件数は4件の増、面積は1,000平方メートルの増となりました。

続きまして、11ページです。

非農地証明申請月別処理状況です。

6年度の合計は13件で、転用合計面積は6,868平方メートルです。

前年度対比で、件数は7件の減、面積は1万2,143平方メートルの減となりました。

次に、12ページを御覧ください。

用途別農地転用状況です。

初めに、住宅についてですが、6年計は93件、面積は3万2,936平方メートルです。

前年度対比で、3件の減、面積は1,193平方メートルの減となりました。

次に、宅地分譲です。6年度計は47件、面積につきましては4万2,397平方メートル。

前年度対比で、5件の増、面積は5,968平方メートルの増となりました。

次に、植林です。植林につきましては、3件です。面積は4,299平方メートルです。

前年度対比で、件数の増減はありません。面積につきましては3,926平方メートルの減となりました。

最後に、その他です。その他は、合計65件です。合計面積は4万812平方メートルです。

前年度対比で、43件の減、面積は4万5,402平方メートルの減となりました。

続きまして、13ページです。

農地法第18条の規定による許可及び通知の月別処理状況であります。

6年度の合計は21件です。受付及び受理面積につきましては10万2,707平方メートルです。

前年度対比で、件数は11件の増、面積は7万6,060平方メートルの増となりました。

次に、14ページを御覧ください。

事業計画変更申請・届出月別処理状況です。

6年度は、2件ありました。転用合計面積は563平方メートルです。

前年度対比で、件数は7件の減、面積は2万1,611平方メートルの減となりました。

次に、15ページです。

農地関係証明交付状況について説明します。

令和6年度の合計件数は、3件です。面積は1,620平方メートルです。

前年度対比で、2の減、面積は1万572平方メートルの減となりました。

その横の耕作証明につきましては23件で、前年度対比で5件の減。

また、その隣の諸証明につきましては90件で、前年度対比で28件の増となりました。

続きまして、16ページを御覧ください。

国有農地等及び開拓財産の処理状況についてです。

初めに、(1) 国有農地についての嘱託登記はありませんでした。

(2) 状況です。6年度末は、農地が35件、合計面積が1万1,720平方メートル存在しております。

開拓財産については13地区で、面積は369ヘクタール。開拓財産の主なものは、道路、道路敷、水路が主になってございます。

続きまして、17ページです。

利用権設定等の状況です。

利用権設定面積につきましてはですが、合計42万5,385平方メートルです。

利用権目的別利用権設定面積につきましては、御確認をしてください。

あと、隣の、所有権移転面積ですけれども、合計で17万271平方メートルという結果になりました。

次に、18ページです。

農地の贈与税・相続税納税猶予適格者証明願の処理状況です。

初めに、贈与税納税猶予につきましてはゼロ件です。

次に、相続税納税猶予については1件で、1筆641平方メートルがありました。

その下の、農業者年金受託業務の処理状況について説明します。

6年度末の加入者につきましては、41人。受給者につきましては、旧制度につきましては96人、新制度の受給者については55人の、合計151人が受給者となっております。

次に、19ページの遊休農地の処理状況について説明します。

6年度末ですが、2号遊休農地につきましてはゼロです。1号遊休農地の緑区分につきましては35.2ヘクタール、黄区分につきましては84.8ヘクタールで、1号遊休農地合計120.0ヘクタールとの結果になりました。

あと、この表の中で、非農地化については7ヘクタールを実施しました。

次の、(2)、解消面積になります。

ここで言う解消とは、農業を再開した面積を計上してございますので、その数値については3.5ヘクタールとなっております。

以上で、事業報告は終わります。

続きまして、議第23号、令和7年度富士宮市農業委員会事業計画書について御説明をします。
1枚めくっていただいて、1ページを御覧ください。

事業方針については、朗読させていただきます。

I、事業方針。農業・農村を取り巻く状況は、生産人口の減少による労働力不足等により、持続可能な農業経営の確立や農地の集積・集約化、新規参入の促進等による新たな担い手の確保・育成が急務となっている。一方、国際的な紛争による社会情勢の不安定化、食料需給の変化、生産資材の高騰等様々な問題が発生し、食料の安定供給は危機的な状況に置かれており、食料の安全保障は大きな課題となっている。

こうした中、農林水産省では、昨年度、「食料・農業・農村基本法」を改正し、食料の安全保障・安定供給、農業・農村の持続的な発展、環境負荷の軽減や多面的機能の発展などを進めることとしている。中でも農業の持続的発展において、「農地の確保と適正・有効利用」や「多様な農業人材の育成・確保」については、農業委員会の果たす役割が大きくなっている。

このような状況を受け、農業委員会は令和7年度、農業経営基盤強化促進法に基づき、昨年度、策定した「地域計画」に基づき、農地の確保と適正利用、農業人材の確保・育成等を進めることとなる。

農業委員会は、地域計画の実現のために地域が主体となった「目標地図」の充実を関係機関団体と連携し実施するとともに、目標地図や農地情報の適正管理と公表に利用する農業委員会サポートシステムの活用に一層取り組む必要がある。

こうしたことから、農業委員会では、市、県、農地中間管理機構、農協等の関係機関と定期的に実務上の課題等について意見交換を行うとともに、連携を強化し、農地利用の最適化の推進と担い手の確保・育成等を図っていく。

さらに、日常業務が増大し、期限を定められた業務遂行と、適正な実施に加え、政策が期待する成果まで求められている農業委員会の業務が円滑に進むことを考慮していく。

2 ページを御覧ください。

これらのことを踏まえ、令和7年度の重点事項を次のとおりとする。

- 1、農地利用の最適化や農業の担い手の確保に向けた取り組みの強化。
- 2、農地法等の法令に基づく事項の適切な対応。
- 3、農地台帳の精度向上並びに農業委員会サポートシステムへの移行と準備。
- 4、農業経営の基盤強化に向けた支援。
- 5、関係機関との連携・情報の共有化。

以上、5点を掲げております。

次に、3 ページ、事業計画に移ります。

初めに、1、会議の開催についてです。

まず、(1) 総会、(2) 農地利用最適化推進会議、(3) その他の会議。必要に応じて臨時会議を開くこともあります。

2、事業推進につきましては、先ほど重点項目を掲げておりまして、少し具体的な内容となって

おりますので、これは各自で御確認をお願いいたします。

続きまして、最後、5 ページ。

令和7年度当初予算の概要について説明します。

初めに、1、歳入です。

歳入合計額は5, 105万5, 000円です。

内訳は、手数料が1, 000円、補助金が530万4, 000円、交付金が28万7, 000円、受託収入金が439万円、雑入が9, 000円、市の一般財源から4, 501万5, 000円。総めて5, 105万5, 000円となります。

次に、歳出になります。

歳出も同額で5, 105万5, 000円です。

内訳は、報酬が1, 627万4, 000円、職員給与等が3, 311万3, 000円、旅費が12万3, 000円です。公債費は2万円、需用費は21万3, 000円です。役務費につきましては27万9, 000円です。委託料は17万5, 000円です。使用料及び賃借料は6万3, 000円です。備品購入費で、今年度は3万円を取っております。あと、負担金につきましては76万5, 000円となっております。あと、内訳は、右のほうに記載がありますので、御確認をお願いいたします。

説明は、以上です。

議長

それでは、質疑を許します。

御質疑のある方の挙手をお願いします。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。

報第29号は報告済みとし、議題23号は提案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。よって議第23号は、原案のとおり処理することに決定しました。

次に、議第24号「令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進状況その他事務の実施状況の公表について」を議題といたします。

事務局に、議案の朗読及び説明をさせます。

事務局。

事務局です。毎年、年度当初に最適化活動の目標の設定をさせていただいておりますので、6年度の実施状況について説明いたします。様式は国の様式で決まっておりますので、これを、本日承認をいただいたあとホームページで公表するという流れになります。

では、始めに、農業委員会の状況について説明します。

令和6年4月1日現在になります。農業委員の数は19人です。農地利用最適化推進委員は13人となっております。

次に、農家・農地等の概要になってございますが、ここに記載のある数値は、直近の農林業センサスの数字が入ってございます。6年当初の数字なので、確認したところ、国のほうの数字をこのまま転記しているのですが、これは2020年の数字が入っており、現在とは大分開きがありますので、その辺については御理解を願います。

耕地面積につきましては、2,920ヘクタールになります。

1枚めくっていただいて、最適化活動の実施状況になります。実績だけ説明させていただきます。

今年度の新規集積面積につきましては163ヘクタールです。

今年度末の集積面積につきましては、①現状のほうで863ヘクタール、これに163ヘクタールを足すと、ここで1,026ヘクタールと数字が算出されまして、6年度末は1,026ヘクタールとなりました。

目標に対する達成率になりますが、目標は1,073ヘクタールを掲げておりましたので、達成率は96.9%ということになりました。

次に、(2)遊休農地の発生防止・解消というところ です。

実績につきましては、初めに、ア、既存遊休農地の解消ということで、aの緑区分の遊休農地の解消については3.9ヘクタールです。黄区分については数字はございません。

次の、④その他です。

繰り返しになりますけれども、6年度末の遊休農地の1号遊休農地の面積につきましては120ヘクタールです。うち緑区分については35.2ヘクタール、黄区分につきましては84.8ヘクタールとなっております。

農業委員会の点検結果ということですが、前年度より約8ヘクタールほど増加しています。遊休農地の解消は、進んでないというふうに判断できると思います。

続きまして、農業の新規参入の促進ということです。

また1枚めくっていただいて③の実績ですが、新規経営体につきましては24経営体で、取得面積につきましては11.0ヘクタールです。この部分に関しては、農業委員会では公表はしないものになります。

次に、2、最適化活動の活動目標になります。

まず、最初の（１）推進委員が最適化活動を行う日数目標ということで、毎年６日というのが最低ラインになってございますので、この６日を目標に活動を行っていただきたいと思います。

次に、活動強化月間の実績について説明します。

②です。７月から８月につきまして、事前の準備をしております。

８月から１０月については、農地パトロールをしていただいて１２０ヘクタールの遊休農地を発見してございます。

それと、１１月に農地相談を行いました。これは、農業祭において相談コーナーを設けるという形で行いました。

次のページになります。

農業の新規参入相談会の開催ということで、②の実績。

同じく農業祭において農地相談コーナーというのを設置して、ここで新規参入への相談を受けました。

一番最後になりますが、推進委員等の点検・評価結果ということになりますが、やはり、農地の集積、遊休農地の解消が進んでいないというふうに評価できると思いますので、その上の表の一番下の段ですね、「目標に対して期待を（やや）下回る結果となった」というふうに評価させていただきたいと思います。

それを踏まえてですね、その一つ上の横長の四角の中に「目標に対し期待を上回る結果が得られた」というふうに記載がありますが、これは記載ミスでございますので。本来は、この４段目の「期待を（やや）下回る結果となった」というのが入ってございますので、訂正をお願いいたします。

また１枚めくっていただいでですね、事務の実施状況でございます。

総会の開催については、毎月１回行っておりますので、計１２回行いました。

次に２、農地法３条に基づく許可事務でございます。

１年間の処理件数は８６件でありました。許可数も同じです。

次に、農地転用に関する事務に関してですが、農業委員会に関しては、地方自治法第１０８条の２に基づき市町村長から農業委員会へ事務委任されているという形で事務を行っております。

最後に、違反転用への対応ということです。

管内の６年度末の管内農地面積につきましては、２，８８０ヘクタールとの結果になってました。

そのうち違反転用面積につきましては、９．７ヘクタール。実績としまして、０．１ヘクタールの解消が６年度にありました。

以上です。

議長

ありがとうございました。

それでは、質疑を許します。

御質疑ある方の挙手をお願いします。

10番。

10番 牧澤邦彦委員

10番、開拓の牧澤です。遊休農地の解消ということで。

前年対比で8ヘクタールぐらい遊休農地が増えているということなんですけど、遊休農地・耕作放棄地、皆さんの恐らく利用状況調査の中でこういう数字が出てきたと思うんですけど。恐らく担い手あるいは新規就農者の参入がかなり減ってきているという意味合いもあると思うんですけど。これ、恐らく毎年毎年、遊休農地・耕作放棄地っていうのは増えていくと思うんですね、これから。

ただ、その対策として、先月もちょっとあれしたんだけど。地権者の方が高齢でもうやっていけないから、そのまま農地が耕作放棄地になるっていうところが多いと思うんですけど。

その具体的な対策として、例えば、自分もよくやってるんですけど、そういう相談があって、こういうところは隣の方に変えてもらったらどうですか、あるいは買ってもらったらどうですかという助言などをして、遊休農地あるいは耕作放棄地の解消につながっていくと思って、自分、多少なりとも地元でやってるわけなんですけど。そういうことを細かくというか、やっていかないと、こういう状況がどんどんどんどん増えると思うんですね、少子高齢化に伴い。もう全国的にやはり高齢化が進んで、米もそうなんですけど、もうやっていけないよと、そういう方が、かなり畜産にしても農業にしても増えてきてるもので。そういうのもこれから注視してやっていったらいいのかななんて思ってます。

事務局 保坂次長兼振興係長

ありがとうございます。

そうですね、そういった活動を受けて、貸し手のマッチングといいますか、そういったことを地道に続けることが遊休農地の減少につながるのではないかなというふうに考えてございますので、今後ともその辺について、皆さんにも御協力をいただきたいなと思っているところでございます。

以上です。

議長

ほかに御質疑のある方は。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。

議第24号は原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。よって議第24号は、原案のとおり処理することに決定しました。

次に、議第25号「令和7年度最適化活動の目標の設定について」を議題といたします。

事務局に、議案の朗読及び説明をさせます。

事務局、お願いします。

事務局 保坂次長兼振興係長

事務局です。先ほど説明した実施状況の6年度の結果ということですが、また7年度もですね、6年度の結果を踏まえて目標を設定してございます。かぶるところがございしますが、御了承願います。

まず初めにですね、農業委員会の現在の体制。

今年度、委員の改選がございましたので、委嘱年月日は令和7年4月1日から、終期は令和10年3月31日までとなります。

農業委員の数は19、推進委員の数は13と変わりはありません。

次の、農家・農地に関しては、割愛させていただきます。

次の、農地の集積についての目標につきましては、前年度末が1,026ヘクタールということになりましたので、今年度の目標は213ヘクタールを目標としております。結果、1,239ヘクタールとなることを期待したいと思います。

続きまして、遊休農地の解消ということですが、緑区分、アのaの緑区分の遊休農地の解消ということです。これはもう、令和4年度から同じ数字が入ってございます。54ヘクタールで、10.8ヘクタールを目標としております。

黄区分に関しても同じです。56.5ヘクタールが、4年度から目標になってございます。

下の新規発生遊休農地の解消ということですが、これ、4.5という数字が入ってございます。これに関しては、6年度だけで発生した緑区分の数値がそのまま入ってございますので、この解消を目標としてございます。

続きまして、新規参入の促進でございます。

毎年、過去3年の平均を目標値にするということで、②目標の四角の下の方の8.6ヘクタールという数字を目標としたいと思います。

次に、最適化活動の活動目標ということで、活動を行う日数ですが、これは、月あたり6日というのが固定値になってございますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

次に、活動強化月間の設定目標ということで、これについても同じく、農地パトロール、それと、農地の農地相談を重点的に行っていきたいと思います。

次の(3)の新規参入相談会、これについても、農地相談の中で同時に行っていくということを行いたいと思います。

以上です。

議長

それでは、質疑を許します。

御質疑がある方の挙手をお願いいたします。

13番。

13番 荻 真教委員

農業委員会の状況で、小さいことなんですけど。

僕、40代なんですけど。ゼロになってるので。小さいことです。

事務局 保坂次長兼振興係長

誠に申し訳ありません。そうですね、1。これ、訂正させていただきます。失礼しました。

議長

ほかにありますか。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。

議第25号は原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。よって議第25号は、原案のとおり処理することに決定しました。

次に、議第26号「富士宮市農業委員会農地利用最適化推進委員の辞任について」を議題といたします。

事務局に、議案の朗読及び説明をさせます。

事務局。

事務局 保坂次長兼振興係長

事務局です。議第26号 富士宮市農業委員会農地利用最適化推進委員の辞任について説明、朗読をさせていただきます。

下記の者から令和7年6月11日をもって農地利用最適化推進委員を辞任したい旨の願いが提出されたので、農業委員会等に関する法律第23条第1項の規定により、農業委員会の同意を求める。

記、開拓地区の金田壮市委員です。

金田壮市委員におかれましては、4月から5月までの間、3回ほど会議がございましたけれども、全て欠席をされたということでですね、本人に意向を聞かせていただきました。

するとですね、やはり本業の酪農業のほうが忙しくて、パートさん等を募集してもなかなか来ないというところで、継続は難しいのでやめさせていただきたいというふうに申し出がありましたの

で、このたび、こういう流れとなっております。

以上です。

議長

ありがとうございました。

この案件は人事に関することですので、質疑を省略させていただきます。

それでは、農業委員による採決を行います。

議第26号は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

御異議なしと認めます。よって議第26号は、原案のとおり処理することに決定しました。

これをもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

次の農業委員会総会は、7月10日を予定しております。

以上をもちまして、令和7年6月の富士宮市農業委員会総会を閉会といたします。

この後、農地利用最適化推進会議を行います。

午後2時17分終了

本会議録を書記に作成せしめ、会議録署名人と共に署名する。

富士宮市農業委員会

会 長

会議録署名人

1 0 番

会議録署名人

1 1 番